

2025 年度～2029 年度

島根県社会福祉協議会

第 6 期中期計画



社会福祉法人 島根県社会福祉協議会

人・そだて 人・ともに 人・くらす わが^まち^ち島根づくり

はじめに

2015年4月、10年後本会が目指すべき姿として長期ビジョン「『ふくし立国しまね』の創造」を掲げ、第3期中期計画（2015～2017年度）、第4期中期計画（2018～2020年度）、第5期中期計画（2021～2024年度）と10年間にわたり、長期ビジョンの実現に向けた取組を着実に進めてまいりました。

この間、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な主体が参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る「地域共生社会の実現」という大きな政策目標を掲げ、様々な取組が進められていますが、これは、本会が長期ビジョンで示してきた方向性と重なるものです。

一方、本県では、全国の他の地域よりも早くから課題となっている少子高齢化・人口減少に加え、約3年にわたった新型コロナウイルス感染症の流行などにより、地域の担い手が減少し、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。

また、地域社会での人と人とのつながりが弱まる中、個人や世帯単位で抱える課題は多様化・複雑化し、対応が困難なケースが顕在化しています。

このような背景を踏まえ、今般策定いたしました「島根県社会福祉協議会 第6期中期計画」では、向こう10年の長期ビジョンを再設定し、その実現に向けて、今後5年間の到達目標と主な取組を明らかにしました。

今後、県市町村行政をはじめ、市町村社会福祉協議会、社会福祉事業経営者、社会福祉関係諸団体等の皆様との一層の連携のもとに、役職員が一丸となって、この第6期中期計画の目標達成に取り組んでまいりますので、県民の皆様、本会会員の皆様の一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

終わりに、この第6期中期計画の策定にあたり、格別なご尽力をいただきました関係の皆様に対しまして厚くお礼申し上げます。

令和7年4月

社会福祉法人島根県社会福祉協議会

会 長 小 林 淳 一

目 次

I 基本構想	1
1. 情勢・課題	2
2. 長期ビジョン（2025年度～2034年度）	3
3. 第6期中期計画の性格と期間	4
4. 第6期中期計画を進める上での基本的視点	4
5. 第6期中期計画の重点テーマ及び重点項目	5
6. 第6期中期計画の進行管理・評価と結果の公表	7
7. 第6期中期計画の体系	8
II 重点テーマ・重点項目別計画	11
重点テーマⅠ 「支え合う」地域づくりに向けた支援	
1. 地域での支え合いに向けた理解・参加の促進	12
2. 住民主体の持続可能な地域社会づくりに向けた環境整備	14
重点テーマⅡ 包括的支援体制の構築と社会参加の支援	
1. 包括的支援体制づくりへの支援	16
2. 全ての人の社会参加を支えるための権利擁護体制の充実	18
重点テーマⅢ 福祉人材の確保・育成・定着の推進	
1. 多様な人材の参入促進	20
2. 安心・安定して働き続けられる職場づくりの推進	22
3. 社会福祉法人等への経営支援	24
重点テーマⅣ 災害福祉支援活動の推進	
1. 災害福祉支援活動の基盤強化	26
重点テーマⅤ 経営基盤の強化	
1. 戦略的な広報とファンドレイジングの一体的な推進	28
[資料編]	31
○策定経過	32
○策定委員会委員名簿	33

I 基本構想

1. 情勢・課題

- 本県は、全国の他の地域よりも早くから少子高齢化・人口減少という課題に直面しています。島根県ではこの状況に歯止めをかけるため、「島根創生計画【第2期】」(2025年度～2029年度)において「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」を目指す将来像に掲げ、合計特殊出生率 1.63 (2023年:1.46)、人口の社会移動 ▲763人 (2024年:▲1,110人)を計画期間に実現すべき目標値に定めるとともに、この実現に向けて「人口減少に打ち勝つための総合戦略」「生活を支えるサービスの充実」「安心安全な県土づくり」の3つの柱を据え、様々な取組を進めていくこととしています。

- また、地域福祉をめぐる動向に目を向けると、地域の繋がり希薄化や物価高騰などを背景とした生活困窮や社会的な孤立、子どもの貧困や虐待の問題など地域生活課題はより一層多様化・複雑化するとともに、長期にわたった新型コロナウイルス感染症の拡大が、これらの課題をより一層深刻化させています。

- こうした中で、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な主体が参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく「地域共生社会の創造」が社会福祉施策の基本目標に掲げられるとともに、この実現に向けて改正社会福祉法(令和3年4月施行)において重層的支援体制整備事業が創設されるなど、各市町村において住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制づくりが急がれます。

- 他方、福祉介護サービスにおいては、島根県が実施した「介護人材実態調査(R4)」で県内事業所における採用充足率は65.3%(対R1 ▲5.9p)、さらに9割以上の事業所が「人材が確保しにくい」と回答するなど、福祉介護人材の不足感は年々高まっています。
さらに、頻発化・激甚化している自然災害に対しては、防災と福祉の連携を基軸として平時からの体制整備とともに、災害関連死の防止も含め発災直後からの福祉的支援の重要性が高まっています。

- 本会としては、こうした社会情勢や国・県における政策動向も踏まえ、この度の第6期中期計画策定に併せて再設定した本会長期ビジョン『「ふくし立国しまね」の創造』を見据えながら、課題解決への取組をさらに強力に推し進めることが求められます。また、こうした取組を進めるにあたっては、福祉の領域にとどまらず、商業・サービス業、工業、観光、農林水産業、防犯・防災、環境、まちおこし、交通、都市計画等の幅広い分野の関係者とも連携していくことが重要となります。

2. 長期ビジョン（2025年度～2034年度）

2015年4月、本会がその事業・活動を通して10年後に実現したい“わが島根”の姿として「ふくし立国しまね（※1）」を展望し、この創造を長期ビジョンに掲げました。

そして、第3期（2015～2017）・第4期（2018～2020）・第5期（2021～2024）それぞれの中期計画期間において、様々な取組を展開することにより、着実に成果を得てきました。

しかしながら、向こう10年の間に本県が直面する課題として、さらなる人口減少や少子高齢化、過疎化の進展とともに、様々な分野での人手不足、社会サービスの低下、生活困窮、子どもの貧困、自死、ひきこもり、孤立・孤独などの地域生活課題の深刻化・複雑化、さらには近年多発する災害への的確な対応などが挙げられます。

こうした諸課題への対応と解決に向けては、現長期ビジョンである『「ふくし立国しまね」の創造』への歩みを緩めることなく、さらに強力で押し進める必要があることから、引き続きこれを長期ビジョンに掲げて各般の取組を進めます。

また、本長期ビジョンを実現していくための3つの柱に「誰もが社会の担い手となって自分らしく暮らすことができる島根づくり」「子どもや若者が地域社会とつながりながら成長し自立・定着する島根づくり」「ふくしが普段の暮らしを守り支える島根づくり」を据えます。

※1 「ふくし立国しまね」とは

「しまね流ふくし（※2）」が広く県民の合意のもとに県内各地域で展開されるとともに、この思想や取組が、暮らし、教育、まちづくり、産業・雇用などあらゆる分野において活かされる“わが島根”

※2 「しまね流ふくし」とは

豊かな自然と歴史・文化のもとで育まれてきた地域の助け合いや絆など、島根が全国に誇れる“ふくし”の基盤を守り活かしながら、そこに新しい価値観やアイデア、仕組みを交えて、今日の多様な地域生活課題の解決に向けて県民をはじめ様々な主体が参加・協働していく“島根ならではの福祉”

【長期ビジョン】

「ふくし立国しまね」の創造

【長期ビジョンを実現していくための3つの柱】

- 誰もが社会の担い手となって自分らしく暮らすことができる島根づくり
- 子どもや若者が地域社会とつながりながら成長し自立・定着する島根づくり
- ふくしが普段の暮らしを守り支える島根づくり

3. 第6期中期計画の性格と期間

第6期中期計画は、計画期間を5年間（2025～2029年度）とし、前述の今日的な社会情勢及び課題に基づき、第5期中期計画における成果と課題も踏まえ、長期ビジョンの実現に向けて特に重点的に取り組む項目を絞り込み、「背景」「取組の方向性・目指すべき姿」「主な取組・スケジュール」「到達目標・指標・目標値」を明らかにします。

また、社会情勢や本会を取り巻く環境の変化に応じて、計画期間中でも柔軟にスケジュール等を変更し、目指すべき姿の実現に取り組みます。

さらに、第6期中期計画においても前期計画と同様、すべての事業に共通して求められる5つの基本的な視点を定め、事業展開を図る上で絶えず意識し、各事業の進行管理や評価等にも活用していきます。

なお、第6期中期計画に記載のない事業については、毎年度の事業計画において具体的な取組等を明らかにします。

4. 第6期中期計画を進める上での基本的視点

基本的視点	内容
実態把握	事業の企画・実施にあたっては地域の福祉ニーズや実態の把握に努めます。
県民の理解と参画	福祉教育・福祉学習の視点を基本において県民の理解と参画を進めるとともに、住民主体の取組を促進します。
地域公益活動の促進	社会福祉法人の「地域における公益的な取組」を促進するとともに、本計画において取り組む各種事業との連携・協働を常に意識して取り組みます。
関係機関等との連携	福祉分野のみならず幅広い分野の多様な機関・団体と連携・協働し、課題解決に取り組みます。
情報収集・情報発信	県民や関係者等への広報・広聴活動を積極的に行うとともに、課題解決に向けた提言活動を行っていきます。

5. 第6期中期計画の重点テーマ及び重点項目

第6期中期計画では、前述の「1. 情勢・課題」を踏まえ、前計画に「経営基盤の強化」を加えた5つの「重点テーマ」及び重点テーマを進める上での9つの「重点項目」を定め、これに基づいた様々な取組を行っていきます。

また、この取組は、「持続可能な開発目標（SDGs）」が目標とする“誰一人取り残されない持続可能で多様性と包括性のある社会の実現”につながるもので、本会の事業活動を展開することでその目標の達成に貢献していきたくと考えています。

重点テーマ1 「支え合う」地域づくりに向けた支援

【趣旨】

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり支え合っていく取組を推進するために、これまで以上に地域住民や福祉組織・関係者が主体となって連携・協働し、地域生活課題の解決に向けた活動が各地域の実情に応じて展開されるよう、取組への支援を行っていきます。

【重点テーマを進める上での柱（重点項目）】

1. 地域での支え合いに向けた理解・参加の促進
2. 住民主体の持続可能な地域社会づくりに向けた環境整備



重点テーマ2 包括的支援体制の構築と社会参加の支援

【趣旨】

市町村域において、多様な専門職や機関・団体が連携し、その属性に関わらず地域の様々な相談を受け止め、その解決を試みる包括的な支援体制の構築に向けた支援を行っていきます。

また、本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら社会とのつながりや参加を支援する機能の強化や、「身寄りのない人」への支援の環境整備に向けた取組を推進していきます。

【重点テーマを進める上での柱（重点項目）】

1. 包括的支援体制づくりへの支援
2. 全ての人の社会参加を支えるための権利擁護体制の充実



重点テーマ3 福祉人材の確保・育成・定着の推進

【趣旨】

福祉人材の確保・育成・定着を総合的に推進するため、福祉職場の魅力を高め、働きやすい職場環境づくりを推進するとともに、若者や外国人、未経験者、中高年齢者など多様な人材の参入促進のための支援を進めます。

また、福祉サービスの質向上に向けた研修の充実や、福祉人材育成の環境整備、等にも積極的に取り組んでいきます。

さらに、社会福祉法人の経営基盤強化に向けた研修機会の確保や情報提供等により、県内の福祉・介護サービスの基盤整備を推進します。

【重点テーマを進める上での柱（重点項目）】

1. 多様な人材の参入促進
2. 安心・安定して働き続けられる職場づくりの推進
3. 社会福祉法人等への経営支援



重点テーマ4 災害福祉支援活動の推進

【趣旨】

大規模な自然災害が頻発する中、被災者への福祉的支援を迅速かつ効果的に行っていくため、平時から、支援活動の拠点や体制の整備、支援を担う専門人材の育成、自治体や関係団体等とのネットワーク構築などに取り組んでいきます。

【重点テーマを進める上での柱（重点項目）】

1. 災害福祉支援活動の基盤強化



重点テーマ5 経営基盤の強化

【趣旨】

戦略的な広報活動とファンディングを一体的に推進し、本会の使命や価値観を広め、認知度向上を図り、住民や企業からの本会事業への理解と共感を高めるとともに、県民や企業が寄附しやすい環境を整備します。

【重点テーマを進める上での柱（重点項目）】

1. 戦略的な広報とファンディングの一体的な推進

6. 第6期中期計画の進行管理・評価と結果の公表

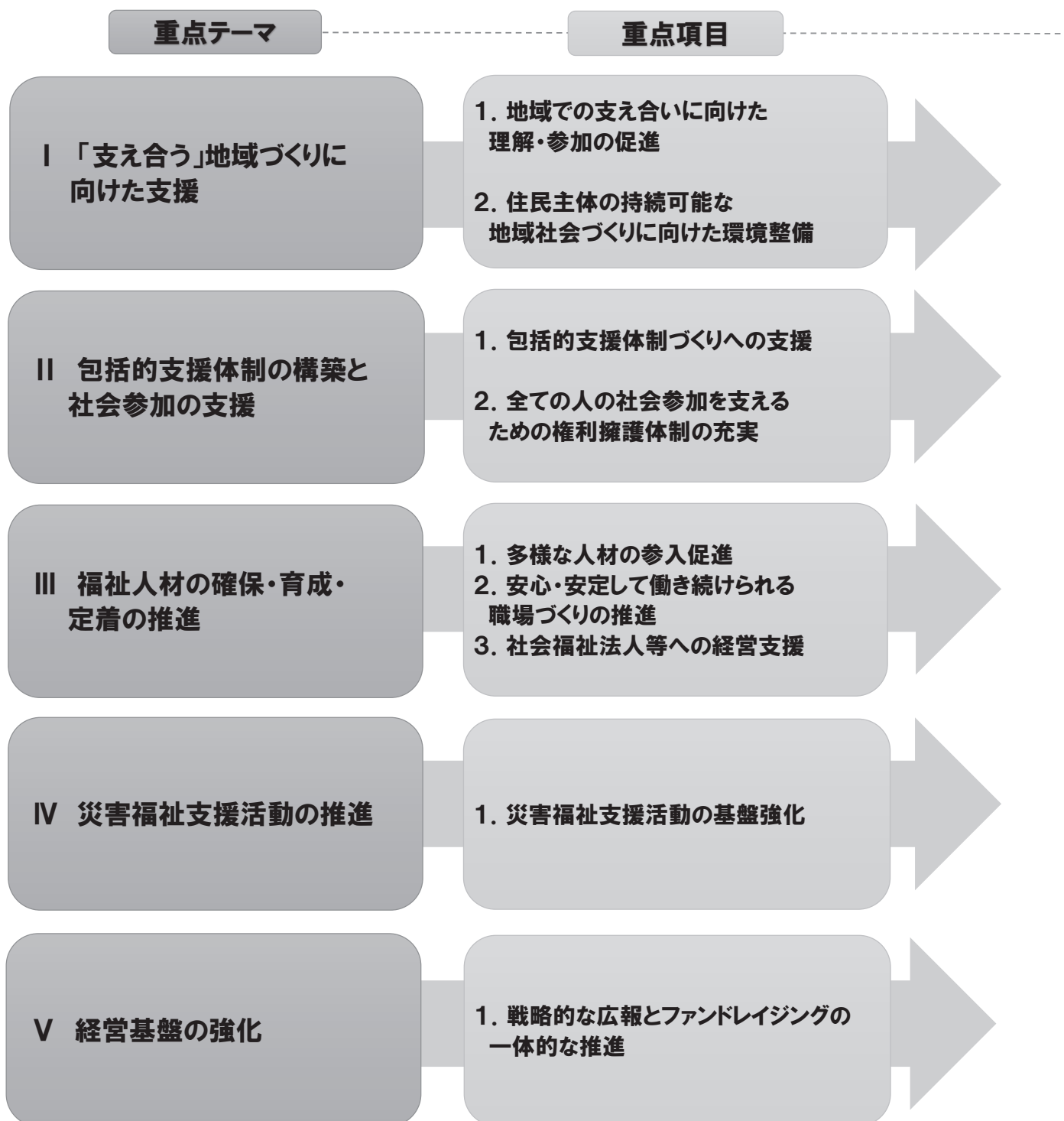
学識経験者、福祉関係者、行政関係者等で構成する評価委員会を設置し、年度ごとの取組の進捗状況や計画中間年度末及び最終年度末時点での到達目標の達成状況について点検・評価し、結果を公表するとともに、中期計画を中心とした県社協事業の展開方策等に関する意見を聴取し、単年度事業計画にも反映します。

7. 第6期中期計画の体系

島根県社会福祉協議会 第6期中期計画体系図

2025～2029年度

【長期ビジョン】 『ふくし立国しまね』の創造



- 誰もが社会の担い手となって自分らしく暮らすことができる島根（まち）づくり
- 子どもや若者が地域社会とつながりながら成長し自立・定着する島根（まち）づくり
- ふくしが普段の暮らしを守り支える島根（まち）づくり

主な取組

基本的視点

- I-1 (1) 地域共生社会の実現に向けた福祉教育の推進
 (2) 小・中・高校生段階におけるあいサポート運動の更なる推進
- I-2 (1) 子ども未来基金（仮称）の設立と助成事業の創設
 (2) 「わが島根（まち）づくり応援助成金（仮称）」の創設
 (3) 市町村社協の経営基盤強化に向けた支援

実態把握

- II-1 (1) 包括的支援体制づくりの推進
 (2) 多機関協働による包括的支援体制を支えるワーカーの育成支援
- II-2 (1) 成年後見制度の利用促進に向けた基盤整備と円滑な移行に向けた支援の推進
 (2) 社会福祉法人の潜在力を活かした権利擁護体制づくりの推進
 (3) 身寄りのない人の権利擁護支援の推進

県民の理解
と参画

- III-1 (1) 福祉のしごとの魅力発信
 (2) 福祉人材センター窓口の機能強化
 (3) 外国人介護人材の雇用促進
- III-2 (1) 福祉職場の働きやすい環境づくりの支援
 (2) 定着促進に向けたネットワークづくり
 (3) 福祉人材育成のための研修体系の整備と情報共有の推進
- III-3 (1) 社会福祉連携推進法人モデル事業を通じた情報発信
 (2) 社会福祉法人の経営基盤強化に向けた支援

地域公益
活動の促進

- IV-1 (1) 災害福祉支援活動の拠点整備
 (2) 災害ボランティアセンター相互支援体制の構築
 (3) 災害派遣福祉チームの体制強化
 (4) 災害ケースマネジメントの普及・定着

関係機関等
との連携

- V-1 (1) 戦略的な広報の推進
 (2) 自主財源確保のためのファンドレイジング推進

情報収集・
情報発信

Ⅱ 重点テーマ・重点項目別計画

重点テーマ：Ⅰ. 「支え合う」地域づくりに向けた支援
重点項目：1. 地域での支え合いに向けた理解・参加の促進

【取組の背景】

- 第5期中期計画で取り組んだ「しまね流ふくし教育推進モデル事業」において、福祉教育を実践する事前の段階の打ち合わせから、ふりかえりまでの一連の流れを「福祉のプロ（社協）」と「教育のプロ（学校）」が協同し、地域生活課題を題材とすることで質の高い福祉教育の実践につながることを実証されました。この一連の取組を「体系的なふくしの学び」と称し、県内の福祉・教育関係者に広く呼び掛けています。
- さらに今後、地域共生社会の実現を目指し、思いやりや優しさといった「感情」の醸成から、子どもの成長に合わせた段階的な取組により、「地域づくり」にまで展開する福祉教育に期待が寄せられています。地域共生社会の理念である「ともに生きる」関係性をつくるためには、支える側と支えられる側、支援者と要支援者、健常者と障がい者といった枠を超え、誰もが、お互いに人として理解する相互の関わりが大切に育まれる関係性の構築だけでなく、共に生きる社会の実現のために、生きがいをもって、自分たちの暮らす地域社会を住みやすくしていくための働きかけができる人材を育む福祉教育を展開していく必要があります。
- また、福祉教育を、地域住民をはじめ社会福祉法人・NPO等の関係機関や企業と「協同実践」を進めていくことで、福祉教育に関わる地域の関係者相互の学びあい、多様性を受入れ「協同」していく土壌の形成や、地域の中に新しい価値を創出し、人口減少社会に向かう中においても地域社会を変革していく力が備わることも期待されます。
- 令和3年の障害者差別解消法の改正に伴い、事業所においても合理的配慮の提供が、令和6年4月1日から義務化されました。
- 地域共生社会の実現に向けては、合理的配慮の理解が社会全体に浸透することが欠かせません。様々な障がいの特性や障がいのある方が困っていること、そしてそれぞれに必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していく「あいサポート運動」の果たす役割は、ますます重要になります。
- 特に小・中・高校生段階で、障がいについて学ぶことは、「ふくし立国しまね」の創造に大いに役立ちます。

【取組の方向性、目指すべき姿】

○地域共生社会の実現に向けた福祉教育の推進

地域共生社会の実現に向けて、地域住民をはじめ、社会福祉法人・NPO等の関係機関や企業と協同しながら「体系的なふくしの学び」を踏まえた福祉教育を推進します。また、多様な主体が関係性を持ち、緩やかに結びつきながら福祉への関心を高めていくプラットフォームづくりを推進します。

○小・中・高校生段階におけるあいサポート運動の更なる推進

「県民一人ひとりが多様な障がいの特性や必要な支援を理解し、日常生活での手助けの実践をするような社会」を目指し、将来の地域社会の担い手である小・中・高校生を中心にあいサポート運動の更なる推進を図ることで、「ふくし立国しまね」の創造を図ります。

主な取組	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
<p>(1) 地域共生社会の実現に向けた福祉教育の推進</p> <p>本県における中期的な福祉教育推進の指針となる「福祉教育推進指針」を改訂し、地域共生社会の実現に向けた福祉教育の展開を図る。</p>	指針の検討・改訂	新たな指針に基づく事業展開	→		
	福祉教育を、地域住民をはじめ社会福祉法人・NPO等の関係機関や企業と「協同実践」で進めていくための基盤となるプラットフォームづくりを進める。	プラットフォーム構築に向けた事業の検討・創設	事業実施	→	
<p>(2) 小・中・高校生段階におけるあいサポート運動の更なる推進</p> <p>現在使用している児童・生徒用テキストは、平成25年に作成してから10年以上が経過しており、事例も古くなってきていることから、テキストを刷新し、あいサポート研修に取り組む小・中・高校生の増加を図る。</p>	児童・生徒用養成テキストの改訂	小・中・高校生向け養成研修の推進	→		

【到達目標・指標・目標値】

到達目標	指標	目標値	参考値 (R6実績)
福祉教育推進プラットフォームが機能した活動実践の展開	R8に計画しているプラットフォーム構築に向けた事業の検討・創設を踏まえて設定する。		
障がい者に対する理解の拡大	小・中・高いずれかであいサポーター研修を実施した市町村数	19市町村 (全市町村)	11市町 (R7.2末現在)

参考

○小・中・高いずれかであいサポーター研修を実施した市町村数 R5：7市町村

重点テーマ：Ⅰ．「支え合う」地域づくりに向けた支援

重点項目：２．住民主体の持続可能な地域社会づくりに向けた環境整備

【取組の背景】

- 令和５年４月１日に「子ども基本法」が施行され、すべての子どもが社会活動に参加する機会が与えられるとともに、意見を表明できることが明記されました。特に、少子化のみならず人口流出による人口減少が顕著な課題となっている本県においては、若い世代が地元に関わり、愛着を持ち、定着していくための取組が重要となっています。また、同法施行により、子どもの育ちや子育て世代に関する支援施策が注目される中、子ども食堂に対する個人・企業等からの寄付件数が年々増加するなど、関心を寄せる県民が増加しています。
- 人口減少・少子高齢化、世帯構造の変化は、社会からの孤立・孤独や、生活課題の複雑化・複合化のほか、地域生活の維持等、様々な課題が生じる背景にもなっています。労働供給制約社会において、こうした課題へ対応していくため、住民による柔軟な自発的な活動への期待も高まっており、社協は住民主体の理念に立ち、これらの「組織化（※）」をさらに進めていくことが必要です。
- 一方、地域生活課題へ計画的・組織的に対応するため「地域福祉の施策化」が進んでいます。社協への委託・補助事業が増加する中、社協が地域福祉推進の中核を担う団体としての役割を担っていくためには、社協の共通理念のもと、各社協の独自性を発揮しながら、地域の実情に応じた活動・事業を展開していくことが必要です。
- しかしながら、事業領域の拡大に伴い各社協の事業費総額が増大する一方、地域生活課題に対する柔軟な取組を行うための貴重な財源となり得る自主財源である会費・寄付金収入の占める割合は３％に満たない状況となっています。また、委託・補助事業で雇用される職員比率が高くなってきており、「住民主体の地域福祉の推進」を担う社協職員としての価値観や基本的考え方を共有することが難しくなってきています。

※社協が行う「組織化」とは、組織づくりや団体育成という狭い意味にとどまらず、住民や地域の関係者が協力して地域福祉を推進するために行う、住民の協議や協働促進、福祉施設や関係機関・団体等の連絡調整、社会資源のコーディネートや開発等を含む一連の活動、及び主体形成を指します。

【取組の方向性、目指すべき姿】

- 子ども未来基金（仮称）の設立と助成事業の創設
子ども・子育てに関する活動者と応援したい県民をつなげるための基金を設立し、「こどもが地域づくりに主体的に関わる活動」や「子どもをはじめとした地域住民同士が交流・体験活動等を通して地域社会とのつながりを感じる居場所づくり」に対する助成制度を創設し、子どもを中心とした社会への県民の関心を高めるとともに、子どもを中心とした地域づくりを進めていきます。
- 「わが島根（まち）づくり応援助成金（仮称）」の創設
地域生活の維持等、本県において重点的に取り組む必要があると思われるテーマに対し、地域住民が主体的に取り組む活動を助成する「わが島根（まち）づくり応援助成金（仮称）」を創設し、地域の中で必要とされる住民の活動を社協が支援することで、地域に必要な福祉サービスが充足されることを目指します。
- 市町村社協の経営基盤強化に向けた支援
地域福祉推進の中核を担う市町村社協の人材確保や育成、資金調達等、共通的な課題の解決に向けた取組を実施・支援することにより、市町村社協の経営基盤の強化を支援します。

主な取組	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
<p>(1) 子ども未来基金（仮称）の設立と助成事業の創設</p> <p>「子ども未来基金（仮称）」を設立し、基金を活用した「子どもまんなか応援助成事業（仮称）」を創設し、子どもを中心とした地域づくりへの県民の関心を高め、子どもを中心とした地域づくりを支援する。</p>	基金の設立 助成事業の検討	創設	実施	→	
<p>(2) 「わが島根（まち）づくり応援助成金（仮称）」の創設</p> <p>地域課題の中でも重点的に取り組むべきテーマに対する活動助成を創設し、主体的なサービス供給（福祉活動実践）団体を「そだて」、社協と「ともに」、わがまちでの「くらし」を支えることを目指す。</p>	市町村社協への聞き取り・検討・創設	助成事業の実施	→		助成事業の評価・検討
<p>(3) 市町村社協の経営基盤強化に向けた支援</p> <p>市町村社協の人材確保や育成、資金調達等、共通的な課題の解決に向けた取組を実施・支援することにより、市町村社協の経営基盤の強化を支援する。</p>	経営基盤強化に向けた課題整理	具体的な取組の検討	事業実施	→	

【到達目標・指標・目標値】

到達目標	指標	目標値	参考値（R6実績）
「子どもを中心とした地域づくり」に対する応援者の増加	子ども未来基金（仮称）への寄附件数	令和6年度に比べて50%増	50件 （子ども食堂支援に対する寄附件数）
市町村社協による支援の下での住民主体による生活支援サービスの開発・実践	R7に計画している「わが島根 ^{まち} づくり応援助成事業（仮称）」の検討・創設を踏まえて設定する。		

参考

○子ども食堂への寄附実績 R5：10件、R4：5件、R3：0件

重点テーマ：Ⅱ．包括的支援体制の構築と社会参加の支援

重点項目：1．包括的支援体制づくりへの支援

【取組の背景】

- 平成29年に社会福祉法の一部が改正され、市町村において包括的な支援体制を整備することが努力義務とされました。住民に身近な圏域において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、多機関協働による包括的な相談支援体制の構築の3つの施策の実施等を規定しています。
- 令和2年に創設された「重層的支援体制整備事業」は、上記3つの取組を展開するための方策として提案されたものであり、本県においてもいくつかの市町村では取組が進められているところではありますが、8市町（移行準備事業含む。令和6年度現在）に留まり、特に小規模町村では取組に対して消極的な傾向にあると言えます。
- 併せて、県域においては包括的支援体制整備に取り組む市町村に対する後方支援事業を展開し、必要な助言や情報提供その他の援助を行う必要があり、真のニーズに沿った支援を展開していくことが求められています。
- 包括的支援体制における相談体制の整備や多機関協働による支援、さらには参加支援、地域づくりといった事業については、社会福祉協議会がこれまで実施してきた事業そのものであり、市町村域における包括的支援体制整備においては社会福祉協議会が中核の機能を担っていく組織として最もふさわしいと考えます。

【取組の方向性、目指すべき姿】

- 包括的支援体制づくりの推進
各地域において包括的支援体制が整備され、もって地域共生社会が実現されるべく、市町村が主体的に多機関協働による支援体制を構築できるよう、鳥根県と協働で支援に取り組みます。
- 多機関協働による包括的支援体制を支えるワーカーの育成支援
相談支援・地域づくりに携わるワーカーの更なるスキルアップと連携の強化を図り、能動的な多機関協働による包括的支援体制づくりを支援します。

主な取組	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
<p>(1) 包括的支援体制づくりの推進</p> <p>市町村における包括的支援体制整備に対する支援について、県と県社協が協働して実施するための協議体としての会議を設置する。</p> <p>重層的支援体制整備事業が各市町村で取り込まれるよう、情報交換・課題共有を図ることを目的に開催する。</p> <p>県との協働により市町村及び市町村社協に対する包括的支援体制整備に向けた支援を展開する。</p>	連携推進会議の開催	→			
	推進会議の開催	→			
	研修会の開催 専門職派遣 個別支援（専門職派遣含む） 県域での専門機関等との協力関係構築	→			
<p>(2) 多機関協働による包括的支援体制を支えるワーカーの育成支援</p> <p>複合的な生活課題への対応が求められる自立相談支援機関職員を養成し、併せて高い相談技術、課題対応能力を持つ職員となるようスキルアップを支援する。</p> <p>県内自立相談支援機関の相互のつながりを構築するため、情報交換会を通じてネットワークが構築されるよう支援する。</p>	人材養成研修・勉強会の開催	→			
	情報交換会の開催	→			

【到達目標・指標・目標値】

到達目標	指標	目標値	参考値（R6実績）
包括的支援体制の整備に向けた県域からの個別支援の推進	R7中に定める個別支援の方策を踏まえて設定する。		
相談援助や課題対応に対して高いスキルをもったワーカーの増加	人材養成研修・勉強会等への受講者数	延べ1,000人 ※計画期間中の累計	265人

参考

○ R6受講者数見込み：200名

重点テーマ：Ⅱ．包括的支援体制の構築と社会参加の支援

重点項目：2．全ての人の社会参加を支えるための権利擁護体制の充実

【取組の背景】

- 障がい者の地域移行の進展や認知症高齢者数の増加など、地域において判断能力の低下等により自らの権利擁護や財産管理ができない人への支援が大きな社会問題となっています。
- これまでも本会では、日常生活自立支援事業から成年後見制度利用へ切れ目のない移行を促進するための基準（移行検討ガイドライン）を策定し、市町村社協における権利擁護支援をサポートしてきましたが、権利擁護支援のニーズの高まりにより、さらに成年後見制度の利用促進に向けた地域全体で権利擁護支援に取り組む必要性等の理解促進（環境整備）、社協による法人後見活動の更なる推進（基盤整備）に取り組む必要があります。
- また、成年後見制度への移行にあたっては、地域における「権利擁護支援の担い手」の確保・育成を進める必要があり、本会では社会福祉法人の潜在力を生かした地域における権利擁護体制づくりの推進に関してこれまで県内4地域においてモデル事業を実施してきましたが、この取組を全県的に推進する必要があります。
- 一方、本県においては、人口減少や少子高齢化に加え、地縁血縁といった様々な人間関係が希薄化し、いわゆる「身寄り」のない方が増えています。このような状況の進展が今後も予想される中、親族関係や判断能力がどのような状態になっても、本人の意思決定が尊重され、本人らしく暮らし続けることができる環境を整えることが必要です。

【取組の方向性、目指すべき姿】

- 成年後見制度の利用促進に向けた基盤整備と円滑な移行に向けた支援の推進
日常生活自立支援事業から成年後見制度への円滑な移行に向けた環境整備・基盤整備の推進を図り、市町村社協が取り組む権利擁護支援をサポートします。
- 社会福祉法人の潜在力を活かした権利擁護体制づくりの推進
令和2年度に取りまとめた「社会福祉法人による権利擁護体制づくりの進め方」に基づくモデル事業について、これまで県内4地域をモデル事業に認定し進めてきましたが、このモデル事業の指定地域を更に拡大し、その実践を通じた社会福祉法人の潜在力を活かした地域における権利擁護体制づくりの全県的な推進を図ります。
- 身寄りのない人の権利擁護支援の推進
地域における身寄りのない人への支援のあり方を検討し、本人の意思決定が尊重され、自分らしい暮らしを最期まで支えていくための環境整備の推進を図ります。

主な取組	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
(1) 成年後見制度の利用促進に向けた基盤整備と円滑な移行に向けた支援の推進 日常生活自立支援事業から成年後見制度への円滑な移行に向けて、環境整備・基盤整備を進める。	権利擁護支援体制づくり推進セミナーの開催	→			
	法人後見ネットワーク会議の開催	→			
(2) 社会福祉法人の潜在力を活かした権利擁護体制づくりの推進 社会福祉法人の潜在力を活かした地域における権利擁護体制づくりを進めるため、モデル事業を実施し、全県的な推進を図る。	モデル事業の実施 実施箇所数：+2か所	実施箇所数：+2か所	実施箇所数：+2か所	→	
	普及推進セミナーの開催	→			
(3) 身寄りのない人の権利擁護支援の推進 「身寄り」がないことによる課題を整理し、課題解決に向けた検討とガイドラインの作成を行い、このガイドラインに基づく地域での事業実施を支援する。	「身寄り」問題に関する調査、課題整理	「身寄り」問題に関する検討会の開催	ガイドラインに基づく地域での事業実施の支援	→	

【到達目標・指標・目標値】

到達目標	指標	目標値	参考値 (R 6実績)
社協による後見活動の更なる推進	社協による法人後見受任件数	令和6年度に比べて20%増	179件
権利擁護体制づくりに社会福祉法人が参画している市町村の拡大	社会福祉法人が参画している市町村数	13市町村（県全体の2/3以上）	4か所
「身寄りのない人の権利擁護支援の推進」の到達目標・指標・目標値については、R7～8に計画している「身寄り」問題に関する調査、課題整理、検討会での内容を踏まえて、R8年度末を目途に設定する。			

参考

- 社協による法人後見受任件数（各年9月末時点） R4：160件、R5：175件、R6：179件
- R6時点のモデル事業実施市町村数 4か所

重点テーマ：Ⅲ．福祉人材の確保・育成・定着の推進

重点項目：1．多様な人材の参入促進

【取組の背景】

- 全国に先駆けて少子高齢化や人口減少が進む本県では、高齢者人口は2020年をピークに減少傾向となっていますが、福祉サービスの主な担い手となる生産年齢人口の減少はさらに大きく、2040年には2020年と比べて20%以上減少することが予測されています。
- 第9期介護保険事業計画では、令和8年度に鳥根県内で必要とされる介護職員数は17,077人と推計されていますが、確保見込みは16,935人に留まり、サービス提供に必要な人員が不足する見込みです。（充足率99.2%）さらに、2040年には介護職員の充足率は82.1%程度に低下することが予測され、加えて、物価高騰や賃金上昇によって人材獲得競争が厳しさを増し、今後、福祉人材の不足はさらに深刻化すると見込まれています。
- こうした中、関係機関・団体が一丸となり、福祉の仕事の魅力や働きがいを発信することを通じて、若者、福祉の未経験者、中高年齢者などの多様な人材が福祉の仕事を選択できるよう、今後も継続的に参入促進を図っていく必要があります。
- また、県内福祉施設において外国人介護人材の採用が徐々に進んでいますが、さらに多くの福祉施設での雇用を推進するためには、受け入れ事業所への支援が必要です。

【取組の方向性、目指すべき姿】

- 福祉のしごとの魅力発信・イメージアップに向けた取組の推進
福祉の仕事に対するネガティブなイメージを払拭し、福祉・介護の仕事の魅力を積極的に広めることで、若者や未経験者、中高年齢者などの多様な人材の参入を促進します。
- 福祉人材センター窓口の機能強化
これまで福祉人材センターと接点の少なかった求職者が、よりアクセスしやすくなるよう、オンライン相談の導入や時間外対応、ハローワークでの定期相談会の拡充など、窓口対応の多様化を図り、センター機能を強化します。
- 外国人介護人材の雇用促進
外国人介護人材の導入を希望する事業所が、円滑に手続きを進められるよう制度の理解を進めるとともに、雇用後のフォローアップを含む多面的なサポートを提供することで、外国人介護人材の雇用を促進します。

主な取組	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
(1) 福祉のしごとの魅力発信・イメージアップに向けた取組の推進 福祉・保育の仕事を楽しく体感できるイベントの開催を通じ、福祉業界への理解促進を図る。また、福祉施設職員に仕事のやりがいや魅力についてインタビューを行い、人材センターホームページ等で広報を行う。	体験型イベントの実施	→			
	福祉のしごとと魅力広報	→			
(2) 福祉人材センター窓口の機能強化 オンライン相談の導入や時間外対応など相談窓口機能の強化を検討し、可能なものから実施するとともに、ハローワークでの定期相談会の拡充を図っていく。	相談窓口の機能強化	→			
	ハローワーク定期相談会の拡充	→			
(3) 外国人介護人材の雇用促進 外国人介護人材の雇用を目指す事業所や雇用している事業所向けのセミナーを実施する。	事業所向け外国人介護人材雇用セミナー	→			

【到達目標・指標・目標値】

到達目標	指標	目標値	参考値 (R 6実績)
福祉人材センターが関わる就職人数の増加	就職人数	年間250人	190人

参考

○就職人数の推移 R 5 : 216人 R 4 : 225人 R 3 : 261人 R 2 : 258人

※県内採用状況（人材確保の難易度等）については、県調査（3年毎）等でも確認

重点テーマ：Ⅲ．福祉人材の確保・育成・定着の推進
重点項目：2．安心・安定して働き続けられる職場づくりの推進

【取組の背景】

- 福祉の職場、特に介護分野では長年にわたって人材の確保・定着が課題となっていますが、2022年の「雇用動向調査」によると、離職した人数が新たに働き始めた人数を上回る「離職超過」の状況に陥っていることが明らかになりました。
- 本県の福祉職場における勤続3年未満の離職割合は、全国平均よりも低いものの、離職理由として「職場の人間関係」が上位に挙げられていることなどから、新入職員に対して精神的サポートを組織的・計画的に提供することが求められています。
- また、県内福祉施設で増加している外国人介護人材についても、知人がいないことや言葉、文化・生活習慣の違いによって職場になじめないケース、さらに生活環境や賃金が良い都市部への転出など、職場定着が難しい状況が課題となっていることから、職場定着に向けた環境づくりも必要です。
- さらに、職員一人ひとりが将来にわたってキャリアパスを描き、自分の成長やキャリアアップを実感でき、安心・安全で安定して働き続けられるための育成環境づくりが重要です。そのためには、経営者等への意識づけを進めるとともに、ニーズに沿った研修の企画・実施体制の構築や、最新の研修機会にアクセスできる仕組みを整備することが求められます。

【取組の方向性、目指すべき姿】

- 福祉職場の働きやすい環境づくりの支援
新人職員の職場定着を促進するため、事業所におけるエルダー制度の普及を引き続き推進します。また、事業所向けの人材確保・定着に関するセミナーを開催し、働きやすい環境づくりを支援していきます。
- 定着促進に向けたネットワークづくり
他事業所の職員との交流会を通じて、自身の悩みや課題を共有し、解決策を見出す機会を提供します。これにより、モチベーションやスキルの向上を図り、職員の職場定着を促進します。
- 福祉人材育成のための研修体系の整備と情報共有の推進
県内各種別団体等や研修実施機関が一堂に会し、実施が必要な研修や実施予定の研修等について、検討・情報共有する場を設けるとともに、研修情報を体系化し、見える化することで、福祉人材育成の環境整備を行います。

主な取組	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
<p>(1) 福祉職場の働きやすい環境づくりの支援</p> <p>介護及び保育の職場において、新人職員の職場定着を目指すエルダー制度を引き続き普及する。また、事業所向けに人材確保・職場定着をテーマとしたセミナーを開催する。</p>	エルダー制度の普及促進	→			
	人材確保・定着セミナー	→			
<p>(2) 定着促進に向けたネットワークづくり</p> <p>保育士や外国人材等を対象に、他事業所の職員との交流機会を通じ、自身の悩みや課題を共有し解決策を見出す機会を得るとともに、モチベーションやスキルの向上を図る交流会を開催する。</p>	新人保育士交流会	→			
	外国人介護人材交流会	→			
<p>(3) 福祉人材育成のための研修体系の整備と情報共有の推進</p> <p>県内種別団体や研修実施機関が連携し、必要な研修や実施予定の研修について検討・情報共有を行う場を定期的に設ける。また、参画団体が実施する研修を体系化し、福祉人材の育成に資する情報を誰でも利用しやすい形で提供する仕組みを整備する。</p>	検討・情報共有会議	→			

【到達目標・指標・目標値】

到達目標	指標	目標値	参考値 (R 6実績)
福祉人材センター紹介採用者定着率の現状維持	採用6か月後の定着率	80%以上を維持	68.6%
福祉人材センター自主研修の参加定員に対する充足率の向上	受講定員に対する充足率	80%	69%

参考

○6か月後の定着率 過去3年間の平均が79%

○自主研修の参加定員に対する充足率 過去3年間の平均が68%

※「研修体系の整備と情報共有の推進」に関する目標については、他団体の充足率等が追加できるか、また、他団体も含め受講者アンケート等により研修の満足度を目標値とするか、R7からの検討・情報共有会議において検討

重点テーマ：Ⅲ．福祉人材の確保・育成・定着の推進

重点項目：3．社会福祉法人等への経営支援

【取組の背景】

- 物価高騰や他産業との賃金格差の影響などにより、福祉・介護分野における人材確保は一層困難となり、法人経営において喫緊の課題となっています。
- また、本県には小規模な社会福祉法人や中山間地域、離島に所在する法人が複数あり、人材確保に加え、物価高騰対策、利用者確保、頻発する大規模災害への対応など、直面する経営課題に法人単独では十分に対応できないという声も聞かれています。
- 一方、社会福祉法人は、地域のセーフティネットとしての役割を果たしながら、法人の資源や人材を活用して地域の公益的な取組を推進し、さらに人材の確保・育成・定着や働きやすい職場環境の整備を進めることで、経営基盤の強化を図っていくことが求められています。
- こうした状況を踏まえ、国では社会福祉法人の経営基盤強化と、多様化する福祉ニーズに対応するために、事業の協働化・大規模化を促進する方策が検討され、新たな連携手段として「社会福祉連携推進法人」制度が創設されました。
- この連携推進法人は、地域ニーズに応じた新たな取組の創出や、福祉・介護人材の確保・育成等を進めるため、地域の福祉サービス事業者間の連携・協働を促進する有効な方策の一つとして期待されています。

【取組の方向性、目指すべき姿】

- 社会福祉連携推進法人モデル事業を通じた情報発信
社会福祉法人の協働化・大規模化のメリットや留意点等の理解を図りながら、「社会福祉連携推進法人」モデル実践等の取組を支援し、その成果等について情報発信していきます。
- 社会福祉法人の経営基盤強化に向けた支援
社会福祉法人の経営基盤強化に向けた研修機会の確保や情報提供等により、県内の福祉・介護サービスの基盤整備を推進していきます。

主な取組	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
<p>(1) 社会福祉連携推進法人モデル事業を通じた情報発信</p> <p>県内社会福祉法人の経営基盤強化を通じた福祉ニーズへの的確な対応を実現していくため、「社会福祉連携推進法人」モデル実践等の取組を支援し、その成果等を情報発信する。</p>	調査、分析、モデル候補地域との協議等	モデル法人への立ち上げ支援等	運営支援・検証	→	成果公表
<p>(2) 社会福祉法人の経営基盤強化に向けた支援</p> <p>人材確保、DX化、経営の多角化、災害対策、地域公益活動など、将来を見据えた社会福祉法人経営のあり方に関する学びの場や情報提供等の強化を図る。</p>	セミナー開催	→	→	→	→

【到達目標・指標・目標値】

到達目標	指標	目標値	参考値 (R 6実績)
県社協（種別団体との共催を含む）が主催する社会福祉法人経営基盤強化に関する研修会への参加率の向上	県内社会福祉法人の研修会参加率	県内全法人の50%	10.1%

参考

○県内社福法人の経営支援関連研修（①連携推進セミナー、②高齢施設経営セミナー、③障がい施設経営セミナー、④保育施設経営セミナー）への参加率
R 5 : 29.5% R 4 : 23.6%

【取組の背景】

- 全国各地で地震や台風などによる自然災害が毎年のように発生し甚大な被害が生じています。
- これまで本会では、災害ボランティアセンター（以下「災害V C」）の立ち上げや運営支援、災害派遣福祉チーム（以下「D W A T」）の人材養成・体制整備・訓練、さらに災害ケースマネジメント（以下「災害C M」）の普及・定着に向けた事業を実施してきました。
- 2024年1月に発生した能登半島地震の教訓から、改めて「受援力の向上」や「連携」が着目される中で、今後同時多発的に発災した場合の現地調査等を通じた見立てと災害V Cの立ち上げ支援や、専門的知識を有する企業・N P O団体・プロボノ（仕事で培った専門的スキルや経験を活かして社会貢献活動を行うボランティア）等との一層の連携、さらにI C T化による被災地社協の業務効率化にも取り組む必要があります。
- また、避難所において日常生活上の支援や相談支援等を担うD W A Tについては、医療・保健・福祉による多職種連携の重要性が増しています。一方で、その活動内容や必要性については一定の理解が進んできたものの、医師や保健師等の活動に比べてその認知は必ずしも十分なものとなっていません。
- さらに、国の防災基本計画（R5.5月修正）に沿って、島根県地域防災計画（R6.3月修正）においても、「災害ケースマネジメント等の被災者支援の仕組みの整備に努める」ことが新たに記載されました。災害発生後に誰一人取り残さない被災者支援のために、平時からの環境整備が求められます。
- 加えて、前述した様々な災害福祉支援活動は、平時を含めて発災直後から復旧・復興期に至る各フェーズにおいて一体的かつ連続性をもって展開される必要があります。

【取組の方向性、目指すべき姿】

- 災害福祉支援活動の拠点整備
平時から切れ目のない支援が効果的に展開されるよう、災害V C、D W A T、災害C Mの機能を併せ持つ地域の災害福祉支援活動の総合拠点として「しまね災害福祉支援センター」を設置します。
- 災害V C相互支援体制の構築
災害V C立ち上げに際し、被災地社協が必要とする初期的な運営支援を円滑に展開することを目的に、災害V C運営支援経験のある県・市町村社協職員による「災害V C運営支援チーム：愛称 しまねD V A T※（仮称）」を設置し、移動環境も考慮の上、島根県全域で相互に支援を受けることができる体制を整備します。
また、災害V C運営の共通基盤としてI C Tを活用した業務の効率化を図るとともに、専門的技術をもった企業等との連携を円滑に進めるために、各市町村社協が保有するプロボノに関する情報を島根県全域で共有し、有事の際の連携を進めます。
※D V A T（ディーバット）とは、災害V C運営支援チーム（Disaster Volunteer Center Assistance Team）の略で、災害発生時に災害V Cの初動支援や運営指導を行うチームです。
- D W A Tの体制強化
協力施設等の登録数や災害派遣福祉チーム員の登録数の更なる拡大を目指すとともに、チーム員のスキルアップやチーム員相互の連携体制の構築を通じて、その体制強化を進めます。災害時に支援活動が円滑に進むように、平常時からの医療・保健・福祉等の多職種連携を強化していきます。
- 災害C Mの普及・定着
被災者の生活再建に向けた支援が切れ目なく実施されるよう、島根県内における災害C Mの推進・普及方策を検討し、行政・社協等の関係者への理解促進を図るとともに、各市町村における災害C Mの手法導入・展開に向けた体制整備を支援します。

主な取組	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
(1) 災害福祉支援活動の拠点整備 災害VC、DVA T、災害CMの機能を併せ持つ災害福祉支援活動の総合拠点「しまね災害福祉支援センター」設置により、災害福祉支援活動の強化を図る。	災害福祉支援センター設置				
(2) 災害VC相互支援体制の構築 災害VCの初期的な運営支援を担う「しまねDVA T（仮称）」を設置し、「オールしまね」での人的資源の継続と、市町村社協相互支援体制を構築する。また、災害VC活動における専門技術を持つ企業等との連携を進める。	「受援」「連携」啓発 運営共通基盤（ICT）勉強会	相互支援（DVA T）スキーム検討 運営共通基盤（プロボノ）勉強会	DVA T 設置 プロボノリストの作成	プロボノリストの活用	
(3) DVA Tの体制強化 協力施設の拡大と派遣候補者の養成を進めるとともに、チーム員のスキルアップ、チームリーダーの養成、医療・保健・福祉分野等の多職種参加によるシミュレーション訓練等を進め、体制強化を図る。	養成研修 シミュレーション訓練				
(4) 災害CMの普及・定着 県内における災害CMの推進・普及方策を検討し、行政・社協等関係者への理解促進を図るとともに、市町村における災害CMの手法導入・展開に向けた体制整備を支援する。	推進研修 実践勉強会 実務者研修 県域の関係機関との意見交換		個別支援（ワーキングチーム設置）	県域の支援ネットワーク設置	

【到達目標・指標・目標値】

到達目標	指標	目標値	参考値（R6実績）
災害VC設置初動時の県・市町村社協における相互支援体制の構築	R8に計画している相互支援スキームの検討を踏まえて設定する。		
DVA Tの体制強化	DVA T登録者数、先遣隊法人数、訓練参加団体（専門職チーム）数	登録者：360人 先遣隊法人：5法人 訓練参加団体：5団体	260人 2法人 6団体
市町村域で被災者支援に包括的に取り組むための県域からの支援体制の整備	県域ワーキングチームが個別支援を行った市町村数	7市町村	0市町村

参考 ○DVA T関係（R6現在） 登録者：258人 先遣隊法人：2法人

重点テーマ：V. 経営基盤の強化

重点項目：1. 戦略的な広報とファンドレイジングの一体的な推進

【取組の背景】

- 広報は、本会の使命や価値観を広め、ブランドイメージの形成や認知度向上を図る上で重要な役割を果たしています。特に、本会は地域福祉を推進する非営利団体として、県民や福祉関係者の参加と協力を得ながら活動していることから、迅速かつ的確な広報活動が求められます。しかし、現状においては、マスメディアの活用不足やインターネット・SNSの利用が限定的であることが課題となっています。さらに、こうした情報発信に係る職員間のスキル差も課題となっています。
- 第6期中期計画の着実な推進にあたっては安定した財源の確保が不可欠となります。特に、社会情勢や福祉環境の変化に対応した制度に縛られない独自の事業を計画的・継続的に展開していくためには、自主財源の一層の確保が求められます。そのためには、本会事業が地域生活課題の解決にいかに関与しているかを幅広く広報し、県民や企業からの理解と賛同を得ることが必要となります。
- 近年では、クラウドファンディングやマンスリーサポーターといった多様な寄附プログラムが普及しています。本会としても、こうした多様なファンドレイジングの仕組みづくりを通じて県民や企業が寄附しやすい環境を整えることが重要です。
- 戦略的な広報活動とファンドレイジングの一体的な推進を軸として、最新のメディアやコミュニケーションツールを積極的に活用することにより、地域社会に本会の活動の意義を広く伝えると同時に、寄附者や支援者を増やしていく必要があります。

【取組の方向性、目指すべき姿】

○戦略的な広報の推進

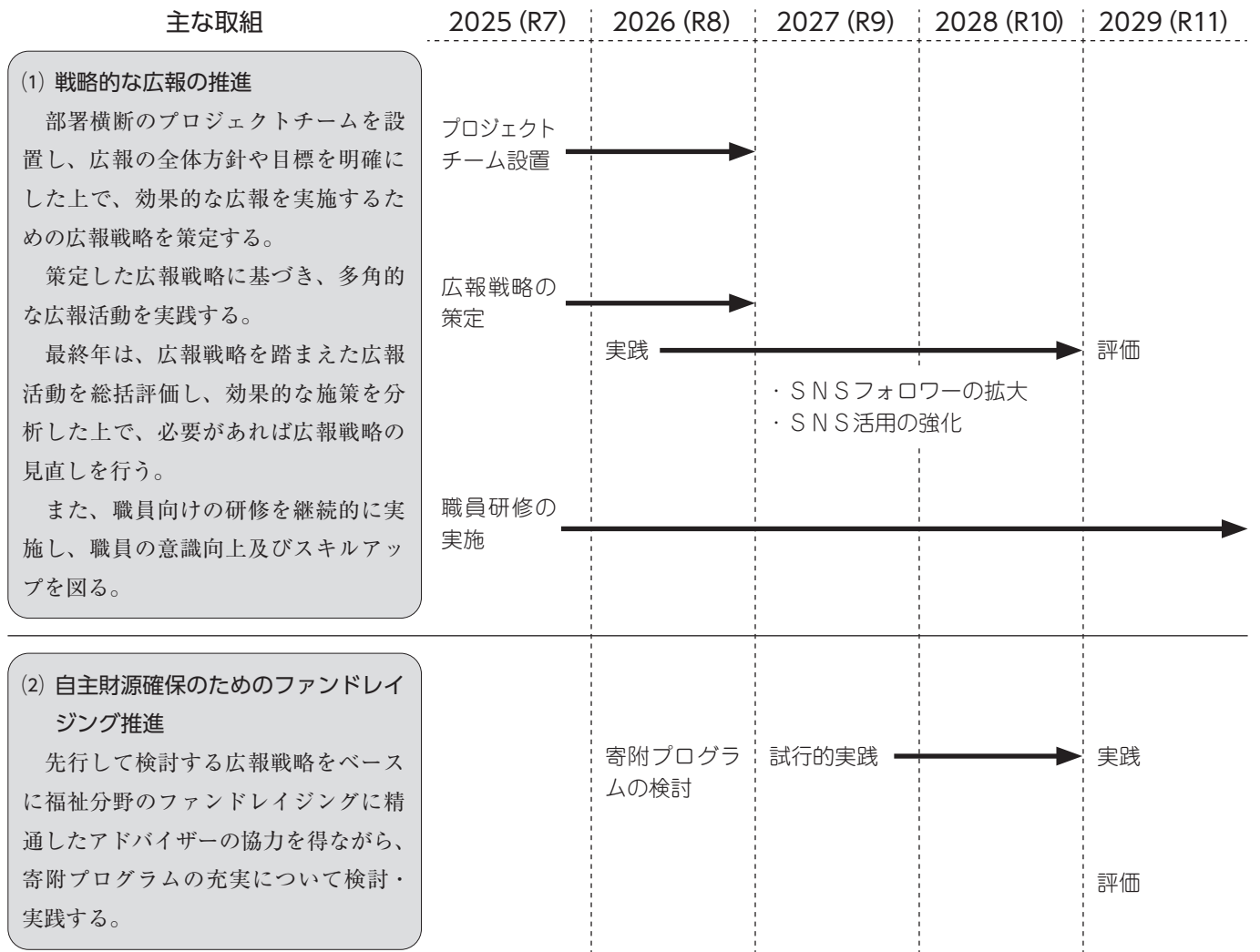
効果的な広報活動を実施するために、まず広報戦略を策定し、段階的に実行するとともに、職員の意識向上を図ります。また、本会の認知度を高めるために新たな取組も開始し、SNS等を活用して幅広いアプローチを展開します。これにより、多様なニーズに対応しながら、多角的な広報活動を実現します。

○自主財源確保のためのファンドレイジング推進

県民や企業と地域の課題やその解決策である本会事業を共有し、理解と共感を得ることが重要です。そのもとに本会事業への賛同と協力の形態の一つとして寄附金を募ります。本会への寄附は社会福祉法人への寄附として税制上の優遇措置を受けることができますが、さらに寄附がしやすいように、クレジット決済やクラウドファンディングなどの新たなファンドレイジング手法を導入し、より多くの支援を得る体制を整えます。これにより、地域社会とのつながりを深め、持続的な支援を確保していきます。

－用語解説－

- SNS…「Social Networking Service」の略称。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。
- ファンドレイジング…主に非営利団体がその活動を支えるために、資金を集める活動やプロセス。単にお金を集めるだけでなく、団体の目的や価値観を広く伝え、支援者との関係を築くことも重要な要素とされる。
- クラウドファンディング…インターネットを通じて多くの人から少額ずつ資金を集める仕組み。



【到達目標・指標・目標値】

到達目標	指標	目標値	参考値 (R 6実績)
SNSを通じた本会の認知度の向上	SNSフォロワー数	2,500人	1,016人
ファンドレイジングを通じた本会事業への賛同者の増加	寄附件数	令和6年度に比べて50%増	65件

参考

○ SNS フォロワー数 R 6.10.1時点881人 (Facebook 874人、Instagram 7人)

○ 寄附実績

	基金 (件)	食堂 (件)	合計 (件)
R 5	17	10	27
R 4	14	5	19
R 3	12	0	12

[資 料 編]

○策定経過

(1) 事務局内における検討

月	内 容	
4	係長会	次期中期計画の基本的な枠組みについて
	業務運営会議	
5	係長会	策定作業の進め方について
	業務運営会議	
6	係長会	第5期中期計画の評価について
	業務運営会議	
7	係長会	職員からの事業提案のとりまとめ
	業務運営会議	
8	係長会	職員からの事業提案について
	局長部長会議	
9	局長部長会議	主な取組の絞り込みについて
	係長会	
9	係長会	重点テーマ、重点項目、主な取組について
	業務運営会議	
10	係長会	長期ビジョン、重点テーマ、重点項目、主な取組について
	局長部長会議	
	業務運営会議	
10	係長会	評価方法の検討
	局長部長会議	
10	係長会	長期ビジョン、重点テーマ、重点項目、主な取組、評価方法について
	業務運営会議	
11	局長部長会議	第6期中期計画骨子（案）について
	係長会	
11	局長部長会議	到達目標、指標、目標値について
	業務運営会議	
1	業務運営会議	第6期中期計画（案）のとりまとめについて
2	業務運営会議	第6期中期計画（案）のとりまとめについて

(2) 「第6期中期計画策定委員会」における審議

月	回	開催日	審議事項
12	第1回	令和6年12月5日	第6期中期計画の骨子について
1	第2回	令和7年1月30日	第6期中期計画（案）について

(3) 正副会長会議・理事会・評議員会

月	回	開催日	審議事項
1	正副会長会	令和7年1月17日	第6期中期計画（案）について
3	正副会長会	令和7年3月3日	第6期中期計画（案）の報告
	理事会	令和7年3月11日	第6期中期計画の議決
	評議員会	令和7年3月27日	第6期中期計画の報告

○策定委員会委員名簿

NO	氏名	所属	備考
1	加川 充浩	島根大学人間科学部福祉社会コース 教授	委員長
2	板垣 敏郎	山陰中央新報社 編集局 情報部長兼論説委員	
3	森脇 建二	島根県経営者協会 専務理事	
4	知野見 清二	大田市社会福祉協議会 会長	
5	国頭 正治	島根県社会福祉法人経営者協議会 副会長	
6	川中 恵美	四ツ葉の里地域支援センター 所長	
7	津田 昭美	島根県ことばを育てる親の会 事務局長	
8	昌子 裕	島根県健康福祉部 次長	

《使命》

人・そだて 人・ともに 人・くらす わが島根^{まち}づくり

－説明－

「人」「人」「人」・・・一人ひとりの尊厳を重んじる姿勢を表現

「人・そだて」・・・福祉に関わる人材・団体の育成や、地域における子育て支援などの人材育成のイメージを表現

「人・ともに」・・・住民同士のつながり(共助)、住民と施設・団体、団体同士のつながり(協働)など人に関わるネットワークのイメージを表現

「人・くらす」・・・人と人が支え合いながら地域で安心して暮らし続ける地域福祉のイメージを表現

「わが」・・・・・・・・地域への愛着を表す

「島根(まち)」・・・「島根」をあえて「まち」と呼ぶ。県社協のフィールドは県全体であり、県全体をひとつの「まち」と捉える。常に県全体を見渡した視野の広い活動を行うことを表す

「づくり」・・・・・・・・島根の福祉に必要なものをつくりだしていく、そして地域に普及・定着していく創造的・先導的な姿勢を表す

《経営理念》

- ・ 私たちは、一人ひとりの尊厳が重んじられ、だれもが互いに支え合っ
て心豊かに暮らすことのできる島根^{まち}づくりに貢献します。
- ・ 私たちは、県民主体・会員主体を活動の基本におき、幅広い分野・
団体との連携・協働を進めます。
- ・ 私たちは、常に豊かな想像力と自主性をもって先駆的事業の開発
に挑戦します。
- ・ 私たちは、社会環境の変化と埋もれたニーズを敏感に捉え、広く関
係者の英知と行動力を結集し、共に提言活動を行います。
- ・ 私たちは、絶えず本会経営基盤の強化・刷新に取り組みます。
- ・ 私たちは、本会が地域福祉推進の中核団体として信頼・満足される
よう、日々自らの人格を磨くとともに、専門性と実践力を高めます。

島根県社会福祉協議会では、本会の「使命」と「経営理念」を上記のとおり確認し、
つぎのようなシンボルロゴマークもつくりました(2009年5月)

人・そだて 人・ともに 人・くらす わが島根^{まち}づくり